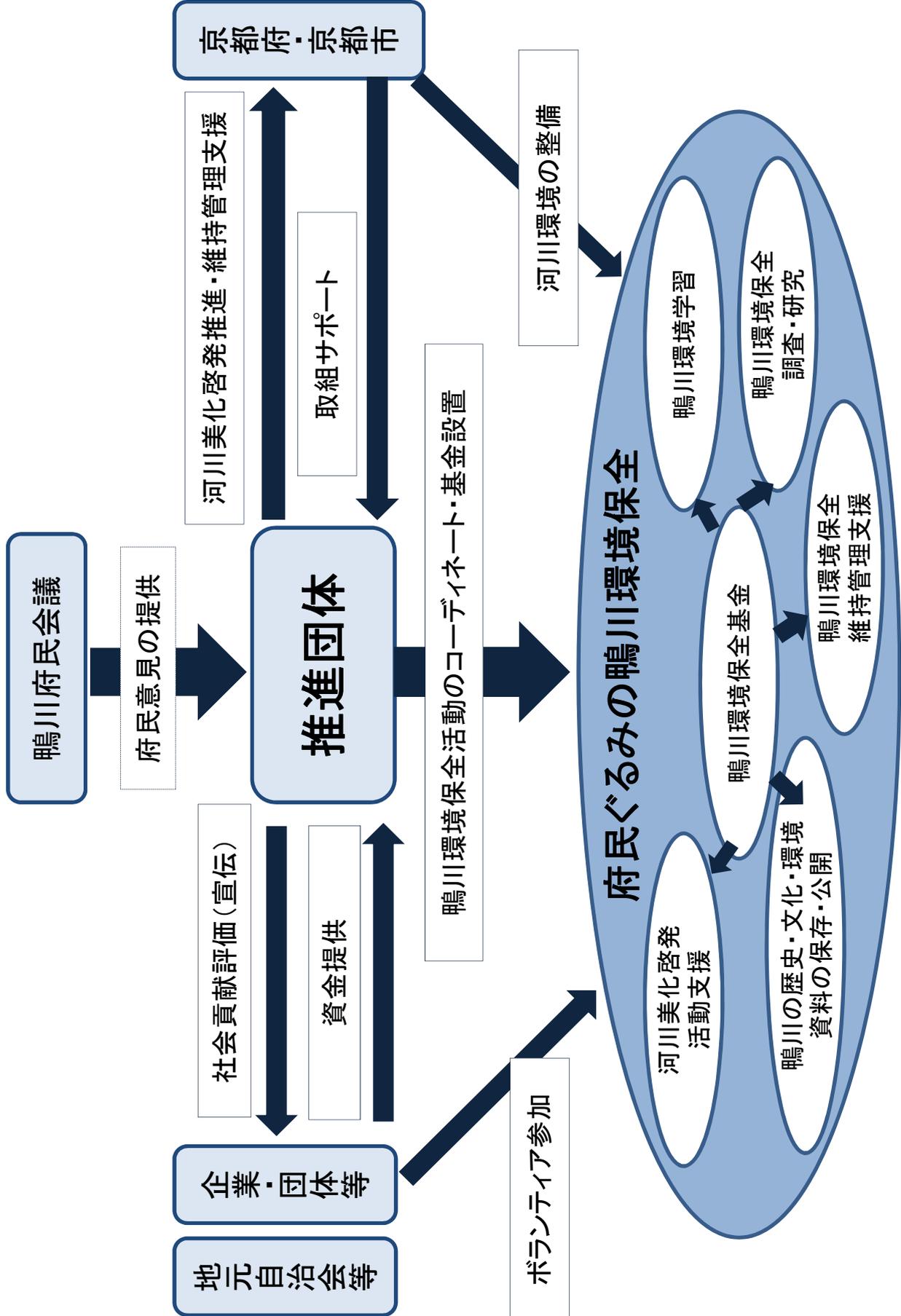


鴨川の環境保全の取組を推進する団体(=推進団体)の活動イメージ図



非営利法人の比較表

事 項	非営利法人		
	NPO法人	一般財団法人	一般社団法人
社員・会員	10名以上	無(出資者1名以上)	2名以上
社員・会員の資格制限	制限できない	理事会等の承認を得たもの等の資格制限可能	理事会等の承認を得たもの等の資格制限可能
役員数	理事3名以上 監事1名以上	評議員3名以上 理事3名以上 監事1名以上	理事1名以上
資本金・拠出金	—	300万円以上	—
行政の監督	有	無	無
税	原則、非課税 ※収益事業に該当するもののみ課税	全所得に課税だが、非営利型の法人の場合、収益事業に該当のみ課税	全所得に課税だが、非営利型の法人の場合、収益事業に該当のみ課税
設立までの期間	4～6ヶ月程度	1ヶ月程度	1ヶ月程度
定款認証手数料	無料	50,000円	50,000円
登録免許税	無料	60,000円	60,000円

推進団体の設立準備会の設置について

1 設置の目的

鴨川府民会議での意見交換を踏まえ、推進団体の基本的な枠組みを決定するため、設立準備会を設置

2 構成メンバー

鴨川府民会議の金田座長や府民会議事務局が中心となり、鴨川環境保全に係る有識者数名で構成

3 決定事項

- ◆ 法人の性格（一般社団法人・一般財団法人・NPO法人等の選択）
- ◆ 法人の基本体制（理事会・監事・基金運営委員会等の設置）
- ◆ 設立発起人（設立時社員等の構成メンバー）
- ◆ 定款等の作成（事業目的、事業内容、基金の規模）
- ◆ 法人設立スケジュール
- ◆ 事務局の設置